

参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年5月11日

国土交通省 近畿地方整備局 副局長 中村 晃之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、大阪湾の海域環境改善を目的として、大阪湾窪地の海底地形修復に伴う環境変化を予測するシミュレーションモデルを開発するものである。

阪南4・6区沖窪地を対象として、別途取得した窪地調査データを参照し、水底質モデルの再現性の確認を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

大阪湾環境改善予測シミュレーション検討業務

(2) 業務内容

「大阪湾環境改善予測シミュレーション検討業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和5年3月24日まで

3. 業務目的

本業務については、大阪湾の海域環境改善を目的として、大阪湾窪地の海底地形修復に伴う環境変化を予測するシミュレーションモデルを開発するものである。

阪南4・6区沖窪地を対象として、別途取得した窪地調査データを参照し、水底質モデルの再現性の確認を行うことを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和3・4年度建設コンサルタント等に係るA等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局か

ら「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ア閉鎖性海域における内湾流動特性を踏まえた地形変化に伴う流況解析に関する高度な知見を保有していること。

イ内湾水質複合生態系モデルによる解析プログラムの高度化(開発・改良)に関する高度な知見を保有していること。

ウ上記モデルを活用した海域環境予測システムの構築に関する高度な知見を有していること。

エ上記モデルを活用した閉鎖性海域における数値シミュレーションの実施実績を有していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

ア 再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 29 番地 神戸地方合同庁舎  
近畿地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係  
電話 078-391-7576 FAX 078-325-8261

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和 4 年 5 月 11 日から令和 4 年 5 月 31 日まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和 4 年 6 月 1 日 14 時 00 分(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または 託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和 4 年 7 月 6 日 14 時 00 分

(4) 令和 3・4 年度国土交通省競争参加資格「建設コンサルタント等」の A 等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有していない者も 5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者がプロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、プロポーザル方式による技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。